



●保育を必要とする状況を証明する書類（添付した書類は口にチェックしてください。）

書 類	母分	父分
勤務（内定）証明書（品川区所定様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労状況申告書（品川区所定様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学状況証明書（品川区所定様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保育状況意見書（品川区所定様式）、障害者手帳の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護状況申告書（品川区所定様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他（ ） 提出書類を（ ）内にご記入ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

●提出が遅れる・提出済みの書類については、該当書類・提出予定日等を下記に記載ください。

▶提出済みの場合

1 提出済み書類 父（ ）  
母（ ）

提出事由：  認定変更申請書 兼 勤務に関する変更届  入園(転園)申請  その他（ ）

▶提出が遅れる書類がある場合

2 提出が遅れる書類 父（ ）  
母（ ）

3 提出予定日 父（ 月 日頃）  
母（ 月 日頃）

▶その他特記事項

## 注 意 事 項

現況届出書を提出するにあたって、下記の事項について同意したものとします。

- 1 保育要件、税資料等について区役所関係各課間での調査、照合。
- 2 認定、利用者負担額等の決定に伴う世帯員情報の閲覧等および区民税に関する情報（生計を一にしているものを含む）の利用。
- 3 勤務状況、階層区分等に関する情報について、区と保育園との共有。
- 4 住所、勤務状況、家庭状況等に変更が生じた場合、区への速やかな届出。
- 5 保育要件を失った場合の速やかな退園。
- 6 期限までの保育料納入。

- ◆ 兄弟姉妹で在園している方は1部の提出で構いません。
- ◆ 提出期限内に提出できない書類がある場合でも、現況届出書（本紙）は必ず提出期限内にご提出ください。
- ◆ 保育を必要とする状況を証明する書類につきましては、「認定変更申請書 兼 勤務に関する変更届」や「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」（入園・転園申請）などで、令和6年1月以降に提出済みの方は添付不要です。未記載の項目がある場合等、再提出が必要な場合は別途区からお知らせいたします。現況届出書（本紙）のみご提出ください。
- ◆ 書類の提出がない場合、書類の内容に不正があった場合は、退園となります。

※ 現況届出書で保育園の入園(転園)申請はできません。  
また、保育園の入園(転園)申請書類や時間外保育利用登録書、退園届、変更届等は、一切同封しないでください。

**提出期限：令和6年8月30日(金) ※消印有効**